

首都圏展示商談会支援メニューのご案内

【滋賀県首都圏マーケティング・販路開拓支援事業補助金】

～県産農畜水産物の首都圏への販路開拓を支援します～

滋賀県内の農畜水産物生産者および食品加工事業者のうち、県産の農畜水産物またはその加工品を首都圏の展示商談会等に出展する経費の一部を補助します。

※ 1次募集で既に活用されている区分については、活用いただけません。

支給対象

次のいずれかに該当するものによる県産農畜水産物またはその加工品の首都圏で開催される展示商談会等への出展

- ① 滋賀県内で活動する農畜水産物生産者
- ② 滋賀県内に本社のある食品加工事業者

※ 同一の展示商談会等について、国または県から補助を受ける場合は、本支援を併用することはできません。

※ 本事業における農畜水産物生産者とは、農業者もしくは漁業者、これらの者が組織する団体（これらの者が主たる構成員または出資者となっている法人および団体を含む。）または当該団体等で構成する任意組織のことをいい、六次産業化法に基づく総合化計画の認定者もこれに含めます。

※ 本事業における食品加工事業者とは、食品加工事業者、食品加工事業者団体をいいます。

※ ①②以外の者についても、知事が適当と認める場合は支給対象者として認める場合があります。

補助条件

次の要件を全て満たすこと。

- ① 滋賀県外に販路開拓を行う意思があり、商談可能な商品を有していること。
- ② 事後に行うアンケート（商談成立状況等）に回答すること。

※アンケートが未回答の場合、今後の補助事業の対象外とする場合があります。

補助額・対象経費・補助率

区分	補助対象経費	補助率・限度額
国内展示商談会等	出展経費	補助対象経費の1/2、 1事業者あたり150千円を上限に1回まで
	輸送経費	
	旅費	
	広告宣伝経費	

(注) 1 補助対象経費は、いずれも展示商談会等への出展に必要とするもので、交付決定日以降に着手されたものに限りません。

ただし、出展費用や、やむを得ず事前に支払が必要な旅費等についてはその限りではありません。

2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とします。

3 補助金交付額は、千円未満を切り捨てることとします。

4 補助金交付額は、審査結果や予算の都合により申請額から減額することがあります。

受付・決定方法

申請のあったものから先着順に審査します。※予算が上限に達した時点で募集を締め切ります。

【お問い合わせ・申請書の提出先】

滋賀県農政水産部食のブランド推進課 マーケティング担当 今岡・西村

〒520-8577 大津市京町4丁目1-1 (県庁本館4階) TEL 077-528-3892 メールアドレス gc01@pref.shiga.lg.jp